

## 職員が自ら営利企業を営む場合の取扱いについて

### 1 自ら営利企業を営むこと（以下「自営」という。）に当たるものとして取扱う範囲

- (1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては、大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸にあつては、次のいずれかに該当するとき
  - ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
    - (イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
    - (ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
    - (エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
    - (オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
  - イ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
    - (イ) 駐車台数が10台以上であること。
  - ウ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあつては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。）
  - エ ア又はイに定める場合と同様の事情にあると認められる場合
- (3) 太陽光電気の販売にあつては、その販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上であるとき（ただし、職員自らが所有し、かつ、居住する家屋の屋根に太陽光発電設備を設置する場合であつて、余剰買取制（発電した電気を自家消費した後の余剰分を買い取ることをいう。）を利用している場合を除く。）

### 2 自営の許可基準

自営については、平成12年5月9日付け職人第20号総務部長通知（以下「部長通知」という。）の3に定める営利企業への従事等を行うことを許可する基準に加え、次に該当する場合に限り、許可できるものとする。

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合においては、入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (2) 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合においては、太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者委ねること等により職員の

職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

- (3) 職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等（以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。）に係る自営を行う場合又は地域貢献活動、社会課題の解決に取り組む活動若しくは県若しくは市町の政策として課題解決を図る活動を伴う事業（以下「地域貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合で、週休日にのみ事業を行うこととされていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (4) (1)から(3)までに定める事業以外の事業に係る自営を行う場合においては、職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること、かつ当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

### 3 自営の許可申請

- (1) 自営の許可を申請する場合には、部長通知に定める営利企業への従事等許可申請書（以下「申請書」という。）に加え、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては別紙様式1を、太陽光電気の販売に係る自営にあつては別紙様式2を、職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営にあつては別紙様式3を、地域貢献に資する事業に係る自営にあつては別紙様式4を、それら以外の事業に係る自営にあつては別紙様式5を添付するものとする。  
また、この場合においては、申請書の「2 兼業先に関する事項」及び「3 従事する業務に関する事項」の記載は不要とする。
- (2) 職員の有する知識・技能をいかした事業又は地域貢献に資する事業に係る自営については、人事課において、事業の内容を確認し、自営の可否を判断するため、事前に所属長を経由して人事課に相談するものとする。

### 4 自営の実績報告

自営兼業の許可を受けた職員は、部長通知に定める営利企業への従事等実績報告書（以下「報告書」という。）に加え、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては別紙様式6を、太陽光電気の販売に係る自営にあつては別紙様式7を、職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営にあつては別紙様式8を、地域貢献に資する事業に係る自営にあつては別紙様式9を、それら以外の事業に係る自営にあつては別紙様式10を添付するものとする。

また、この場合においては、報告書の「2 兼業先に関する事項」及び「3 従事した業務に関する事項」の記載は不要とする。